

# 5年ごと配当付学資保険普通保険約款 目次

(2024年4月改定)

## この保険の主な内容

### 1 保険契約者の資格

第1条 保険契約者の資格

### 2 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

### 3 祝金・満期保険金・死亡払戻金の支払

第3条 祝金・満期保険金・死亡払戻金の支払

第4条 祝金のすえ置

第5条 保険料の払込免除

第6条 保険料の払込免除をしない場合

第7条 祝金、満期保険金等の請求手続、支払の時期および場所

第8条 保険期間の満了日の繰り上げ

### 4 保険契約の取消、無効および解除

第9条 詐欺による取消

第10条 不法取得目的による無効

第11条 告知義務

第12条 告知義務違反による解除

第13条 重大事由による解除

### 5 保険料の払込・保険契約の失効

第14条 保険料の払込

第15条 保険契約の失効

第16条 保険料の払込方法<経路>

第17条 払込期月中または猶予期間中に保険事故等が発生した場合

第18条 保険料の一括払込または前納

### 6 保険料の自動貸付

第19条 保険料の自動貸付

### 7 保険契約の復活

第20条 保険契約の復活

### 8 社員配当金

第21条 社員配当金の割当および支払

### 9 保険契約の解約および払戻金の支払

第22条 解約

第23条 払戻金

### 10 保険契約の内容の変更

第24条 払込方法の変更

第25条 払済保険への変更

第26条 保険金額の減額

第27条 原保険契約への復帰

第28条 契約者の変更

第29条 契約者の住所の変更

第30条 型の変更

### 11 契約者に対する貸付

第31条 契約者に対する貸付

第32条 貸付金の返済

### 12 年齢の計算・その他

第33条 年齢の計算

第34条 年齢および性別の誤りの訂正

第35条 契約者および被保険者の業務の変更、転居および旅行

第36条 保険金等の支払方法の選択

第37条 時効

### 13 出生前加入特則

第38条 特則の適用

第39条 被保険者

第40条 出生の通知

第41条 流産、死産等

第42条 複数出生の場合

第43条 出生前の契約者の死亡、高度障害状態

第44条 年齢計算の特例

第45条 契約日および契約年齢の変更

### 14 兄弟加入特則

第46条 兄弟加入特則

### 15 年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則

第47条 年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則

### 16 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

第48条 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる身体障害の状態

# 5年ごと配当付学資保険普通保険約款

この保険の主な内容	
主な目的	お子さまを被保険者として、お子さまの進学資金等を準備することを主な目的とします。
主な保障の範囲	(1) 被保険者が所定の時期に生存していることに対する保障 (2) 保険契約者の死亡または所定の障害状態に該当したことに対する保険料の払込免除
保険給付の種類	(1) 祝金 被保険者が所定の時期に生存しているときに支払います。 (2) 満期保険金 被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。 (3) 死亡払戻金 被保険者が死亡したときに支払います。 (4) 保険料の払込免除 保険契約者が死亡したとき、所定の高度障害状態に該当したときまたは不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに以後の保険料の払込を免除します。

## 1 保険契約者の資格

### (保険契約者の資格)

**第1条** 保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、原則として、被保険者の父、母または被保険者を扶養する親族であって、会社の定める年齢の範囲内の者であることを要します。

## 2 会社の責任開始期

### (会社の責任開始期)

**第2条** 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
次のいずれか遅い時
  - ア. 第1回保険料相当額を受け取った時
  - イ. 契約者に関する告知を受けた時

2 前項の規定による会社の責任開始の日を、この保険契約の契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。

- (1) 会社名
- (2) 契約者の氏名
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金、祝金等の受取人の氏名その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主たる保険契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、祝金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日
- (11) 保険証券を作成した年月日

4 この保険契約に出生前加入特則が適用される場合には、前項第3号に定める事項は保険証券に記載しません。

### 3 祝金・満期保険金・死亡払戻金の支払

#### (祝金・満期保険金・死亡払戻金の支払)

**第3条** この保険契約の祝金、満期保険金および死亡払戻金の支払は、次のとおりです。

号	名 称	支払事由(祝金、 満期保険金または 死亡払戻金を 支払う場合)	支払額	受 取 人	免責事由(支 払事由に該当 しても死亡払 戻金を支払わ ない場合)																																			
(1)	祝 金	被保険者が右の 満年齢に達した 日の直後の11月 1日(11月1日 に右の満年齢に 達したときはそ の日)に生存し ているとき。	保険金額に次の率を乗じて得た金額 <S型> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被保険者 の満年齢</th> <th colspan="3">契約日における 被保険者の契約年齢</th> </tr> <tr> <th>0歳以上 1歳以下</th> <th>2歳以上 4歳以下</th> <th>5歳以上 7歳以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2歳7ヵ月</td> <td>5%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5歳7ヵ月</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11歳7ヵ月</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>14歳7ヵ月</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>17歳7ヵ月</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>19歳7ヵ月</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <J型> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の満年齢</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17歳7ヵ月</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者 の満年齢	契約日における 被保険者の契約年齢			0歳以上 1歳以下	2歳以上 4歳以下	5歳以上 7歳以下	2歳7ヵ月	5%	—	—	5歳7ヵ月	5%	5%	—	11歳7ヵ月	10%	10%	10%	14歳7ヵ月	10%	10%	10%	17歳7ヵ月	70%	70%	70%	19歳7ヵ月	10%	10%	10%	被保険者の満年齢		17歳7ヵ月	100%	契 約 者	—
被保険者 の満年齢	契約日における 被保険者の契約年齢																																							
	0歳以上 1歳以下	2歳以上 4歳以下	5歳以上 7歳以下																																					
2歳7ヵ月	5%	—	—																																					
5歳7ヵ月	5%	5%	—																																					
11歳7ヵ月	10%	10%	10%																																					
14歳7ヵ月	10%	10%	10%																																					
17歳7ヵ月	70%	70%	70%																																					
19歳7ヵ月	10%	10%	10%																																					
被保険者の満年齢																																								
17歳7ヵ月	100%																																							
(2)	満期 保険 金	被保険者が保険 期間満了時に生 存しているとき。	保険金額	契 約 者	—																																			
(3)	死 亡 払 戻 金	被保険者が保険 期間中に死亡し たとき。	第3項に定める死亡払戻金額	契 約 者	契約者の故意 により被保険 者が死亡した とき。																																			

- 2 第15条(保険契約の失効)第1項または第31条(契約者に対する貸付)第4項の規定によつて保険契約が効力を失っていた間に被保険者が前項の祝金の支払年齢に達していた場合には、会社は、第20条(保険契約の復活)の規定によつて保険契約が復活されたときに限り、祝金を支払います。
- 3 死亡払戻金額は、被保険者の死亡時における責任準備金相当額とします。
- 4 被保険者が生死不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、死亡払戻金を支払います。
- 5 契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡払戻金が支払われないとときは、責任準備金その他の払戻金の支払はありません。
- 6 祝金、満期保険金および死亡払戻金の受取人を、契約者以外の者に変更することはできません。

#### (祝金のすえ置)

**第4条** 祝金は、支払事由の生じた日から、自動的にすえ置くものとします。ただし、契約者から事前に祝金をすえ置かない旨の申出があった場合には、この取扱をしません。

- 2 すえ置かれた祝金には、会社所定の利率で計算した利息をつけます。ただし、祝金をすえ置いた後に第15条(保険契約の失効)第1項または第31条(契約者に対する貸付)第4項の規定によつて保険契約が効力を失った場合は、その効力を失っている期間はこの利息を

つけないものとします。

3 すえ置かれた祝金は、契約者から請求があったとき、または保険契約が消滅したときに契約者に支払います。

#### (保険料の払込免除)

**第5条** 会社は、契約者が次の各号に定める保険料の払込免除事由のいずれかに該当した場合には、将来に向かって次の払込期月【備考1】以後の保険料の払込を免除します。

号	区分	保険料の払込免除事由
(1)	死亡による保険料の払込免除	契約者が保険料払込期間中に死亡したとき。
(2)	高度障害状態による保険料の払込免除	契約者が、責任開始【備考2】期以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害または疾病【備考3】を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。
(3)	身体障害の状態による保険料の払込免除	契約者が、責任開始【備考2】期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。

- 2 契約者が生死不明の場合でも、契約者が死亡したものと会社が認めたときは、保険料の払込を免除します。
- 3 契約者が、責任開始【備考2】期前に発病していた疾病を原因として、責任開始【備考2】期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結もしくは復活または契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始【備考2】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 4 第1項第1号または第2号の規定により保険料の払込が免除されたときは、被保険者は、保険料の払込免除事由に該当した時以後、契約者の一切の権利義務を承継するものとします。
- 5 保険料の払込が免除されたときは、以後、払込期月【備考1】の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
- 6 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第8条（保険期間の満了日の繰り上げ）および第24条（払込方法の変更）から第28条（契約者の変更）までの保険契約の内容の変更に関する規定は適用しません。

#### (保険料の払込免除をしない場合)

**第6条** 前条第1項各号に定める保険料の払込免除事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の規定による保険料の払込免除を行ないません。

号	保険料の払込免除の免責事由	
(1)	死亡による保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより契約者が死亡による保険料の払込免除事由（前条第1項第1号）に該当したとき。 ア. 責任開始【備考1】の日から起算して2年以内の契約者の自殺 イ. 被保険者の故意 ウ. 戦争その他の変乱
(2)	高度障害状態による保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより契約者が高度障害状態による保険料の払込免除事由（前条第1項第2号）に該当したとき。 ア. 契約者の故意または重大な過失 イ. 契約者の犯罪行為 ウ. 被保険者の故意 エ. 戦争その他の変乱

#### 第5条 備考

##### 【備考1】払込期月

第14条に規定する「払込期月」とします。  
また、払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

##### 【備考2】責任開始

保険契約の復活（第20条）または契約者の変更（第28条）が行なわれた場合には、最後の復活または契約者の変更の際の責任開始とします。

##### 【備考3】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

#### 第6条 備考

##### 【備考1】責任開始

保険契約の復活（第20条）または契約者の変更（第28条）が行なわれた場合には、最後の復活または契約者の変更の際の責任開始とします。

##### 【備考2】経過年月数

経過年月数が保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、保険料が払い込まれた年月数とします。

(3)	身体障害の状態による保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより契約者が身体障害の状態による保険料の払込免除事由（前条第1項第3号）に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の犯罪行為 ウ. 契約者の精神障害を原因とする事故 エ. 契約者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱
-----	----------------------------	--

- 2 前項第1号ウ、第2号エまたは第3号キもしくはクの免責事由により保険料の払込免除事由に該当した契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、前項の規定にかかわらず、保険料の払込を免除します。
- 3 第1項第1号の免責事由に該当したことによって保険料の払込を免除しないときは、契約者が死亡した時に保険契約は消滅し、会社は、経過年月数【備考2】によって会社の定める方法で計算した責任準備金を契約者の相続人に支払います。
- 4 第7条（祝金、満期保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、前項の責任準備金を支払う場合に準用します。

#### （祝金、満期保険金等の請求手続、支払の時期および場所）

- 第7条** 契約者または被保険者は、死亡払戻金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が発生したことを知った場合には、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 契約者または被保険者は、満期保険金もしくは死亡払戻金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、満期保険金もしくは死亡払戻金の支払または保険料の払込免除を請求してください。
- 3 契約者が祝金の支払を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 祝金、満期保険金または死亡払戻金（あわせて「死亡払戻金等」といいます。以下本条において同じ。）は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社で支払います。
- 5 死亡払戻金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡払戻金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡払戻金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
(1)	死亡払戻金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡払戻金等の支払事由に該当する事実の有無
(2)	死亡払戻金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡払戻金等の支払事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4)	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第13条第1項第3号アからエまでに該当する事実の有無または契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは死亡払戻金等請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡払戻金等請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡払戻金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

号	確認する事項	特別な照会・調査の内容	日数
(1)	前項各号に定める事項	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2)	前項各号に定める事項	弁護士法（昭和24年 法律第205号）にもとづく照会 その他の法令にもとづく照会	180日
(3)	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4)	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴 その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5)	前項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

- 7 前2項の場合、会社は、死亡払戻金等を請求した者に通知します。
- 8 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者または被保険者が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡払戻金等を支払いません。
- 9 第4項から前項までの規定は、保険料の払込免除の請求について準用します。

#### （保険期間の満了日の繰り上げ）

- 第8条** 契約者は、必要書類（別表1）を提出して保険期間の満了日を繰り上げることができます。
- 2 前項の場合には、被保険者の満年齢が17歳7カ月に達した直後の11月1日以後で、かつ、その申出のあった日から1年経過時以後に到来する年単位の契約応当日の前日を新たな保険期間の満了日とします。
- 3 前項の規定によって満了日を繰り上げた場合には、満期保険金額を会社の定める方法により計算した金額に変更します。

## 4 保険契約の取消、無効および解除

#### （詐欺による取消）

- 第9条** 契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結もしくは復活したときまたは契約者を変更したときは、会社は、その保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### （不法取得目的による無効）

- 第10条** 契約者が死亡払戻金を不法に取得する目的または他人に死亡払戻金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結もしくは復活したときまたは契約者を変更したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### （告知義務）

- 第11条** 保険契約の締結もしくは復活（第20条）または契約者の変更（第28条）の際、保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で質問した事項について、契約者【備考1】はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

#### 第11条 備考

##### 【備考1】契約者

契約者の変更（第28条）の場合は、新たに契約者となる者とします。

#### （告知義務違反による解除）

- 第12条** 契約者【備考1】が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合には、

#### 第12条 備考

##### 【備考1】契約者

契約者の変更（第28条）の

- 会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- 2 会社は、保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。
  - 3 前項により保険契約を解除した場合、会社は、保険料の払込免除をしません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
  - 4 前項の規定にかかわらず、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除をします。
  - 5 本条による保険契約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
  - 6 本条の規定によって保険契約を解除した場合に第23条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。
  - 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの保険契約の解除を行なうこと ができません。
    - (1) 会社が、保険契約の締結もしくは復活または契約者の変更の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
    - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者【備考1】がその告知をすることを妨げたとき。
    - (3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者【備考1】に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
    - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
    - (5) 責任開始【備考2】の日から起算して2年以内に保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
  - 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者【備考1】が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### （重大事由による解除）

**第13条** 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

号	重 大 事 由
(1)	契約者または被保険者（死亡払戻金の場合は被保険者を除きます。）が、この保険契約の死亡払戻金【備考1】を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この保険契約の死亡払戻金【備考1】、祝金または保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4)	この保険契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者または被保険者が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 会社は、死亡払戻金、祝金もしくは保険金の支払事由（第3条、第25条）または保険料

場合は、新たに契約者となる者とします。

#### 【備考2】責任開始

保険契約の復活（第20条）または契約者の変更（第28条）が行なわれた場合には、最後の復活または契約者の変更の際の責任開始とします。

#### 第13条 備考

##### 【備考1】死亡払戻金

保険料の払込免除を含みます。

の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。

- 3 前項により保険契約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由による死亡払戻金、祝金もしくは保険金の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに死亡払戻金、祝金または保険金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 4 本条による保険契約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除した場合に第23条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

## 5 保険料の払込・保険契約の失効

### （保険料の払込）

**第14条** 保険料の払込期月および猶予期間は、保険料の払込方法＜回数＞に応じてそれぞれ次のとおりとします。

保険料の払込方法＜回数＞	払込期月	猶予期間
月 払	月単位の契約応当日【備考1】の属する月の初日から末日まで。	払込期月の翌月初日から末日まで。
半年払	半年単位の契約応当日【備考1】の属する月の初日から末日まで。	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで。【備考2】
年 払	年単位の契約応当日【備考1】の属する月の初日から末日まで。	

- 2 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第16条第1項に定める払込方法＜経路＞にしたがい、前項の払込期月内に払い込んでください。

### 第14条 備考

#### 【備考1】契約応当日

契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

#### 【備考2】翌々月の月単位の契約応当日まで。

払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

### （保険契約の失効）

**第15条** 前条第2項の保険料が猶予期間内に払い込まれず、かつ、その保険料の自動貸付（第19条）が行なわれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。  
2 保険契約が効力を失った場合には、契約者は、第23条の払戻金があるときは、これを請求することができます。

### （保険料の払込方法＜経路＞）

**第16条** 契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法＜経路＞を選択することができます。

号	保険料の払込方法 <経路>	内 容
(1)	口座振替扱	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(2)	集金扱【備考1】	会社の派遣した集金人に払い込む方法
(3)	送金扱【備考2】	金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(4)	店頭持参扱	会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

- 2 前項第2号の払込方法＜経路＞による場合で、払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間（第14条）内に会社の本社または会社の指定した場所に保険料を払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- 3 第1項第2号の払込方法＜経路＞による場合で、保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が月払の保険契約について猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。

### 第16条 備考

#### 【備考1】集金扱

契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り選択することができます。

#### 【備考2】送金扱

保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が年払または半年払の場合に限り選択することができます。

### (払込期月中または猶予期間中に保険事故等が発生した場合)

**第17条** 保険料が払込期月（第14条）中の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。

2 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間（第14条）の満了する日までに祝金もしくは死亡払戻金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が発生した場合には、次のとおり取り扱います。

号	区分	取扱いの内容
(1)	祝金または死亡払戻金の支払事由が発生した場合	未払込保険料を支払うべき祝金または死亡払戻金から差し引きます。ただし、祝金または死亡払戻金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料を猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、祝金または死亡払戻金を支払いません。
(2)	保険料の払込免除事由が発生した場合	契約者は、猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

### (保険料の一括払込または前納)

**第18条** 保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が月払の保険契約において、契約者は、会社の定める範囲内で当月分以後3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料を一括払することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 会社所定の率で保険料を割引します。

(2) 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中に翌月分以後の保険料【備考1】があるときは、その残額を契約者に払い戻します。

2 保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が年払または半年払の保険契約において、契約者は、会社の定める範囲内で、年払の場合には2年分以上、半年払の場合には1年分以上の将来の保険料を前納することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 会社所定の率で保険料を割引します。

(2) 保険料の前納金は、会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月（第14条）の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

(3) 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、次期以後の保険料の前納分があるときは、保険料の前納金の残額を契約者に払い戻します。

### 第18条 備考

#### 【備考1】翌月分以後の保険料

払込期月（第14条）の初日から契約応当日の前日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合は、当月分以後の保険料とします。

## 6 保険料の自動貸付

### (保険料の自動貸付)

**第19条** 第14条（保険料の払込）第2項の保険料が払い込まれない今まで猶予期間（第14条）が過ぎた場合でも、保険契約が次の各号に定める条件を満たすときは、会社は、当該各号に定める取扱を行なうことにより保険契約を有効に継続させます。

号	区分	条件	取扱いの内容
(1)	保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が月払の保険契約の場合	未払込月から6ヵ月分の保険料を払い込んだものとして計算した第23条の払戻金額【備考1】が、未払込月から6ヵ月分の保険料とこれに対する利息との合計額をこえていること。	未払込月から6ヵ月分の保険料に相当する金額を自動的に契約者に貸し付けて、これを保険料の払込に充当します。
(2)	保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が年払または半年払の保険契約の場合	払い込むべき保険料を払い込んだものとして計算した第23条の払戻金額【備考1】が、払い込むべき保険料とこれに対する利息との合計額をこえていること。	払い込むべき保険料に相当する金額を自動的に契約者に貸し付けて、これを保険料の払込に充当します。

### 第19条 備考

#### 【備考1】払戻金額

すでに本条または第31条（契約者に対する貸付）の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額とします。

#### 【備考2】年8%

保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が月払または半年払の保険契約の場合は、半年4%とします。

2 本条の貸付金の利息は、年8%【備考2】以下の会社所定の利率で計算し、保険料の払込方

法＜回数＞（第14条）に応じて、次のとおり元金に繰り入れます。

- (1) 保険料の払込方法＜回数＞が月払の場合、猶予期間の満了日から6ヵ月ごとに元金に繰り入れます。
- (2) 保険料の払込方法＜回数＞が年払または半年払の場合、次期以後の保険料の猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の貸付はしません。
- 4 第32条（貸付金の返済）の規定は、本条の貸付金がある場合に準用します。
- 5 本条の規定によって保険料の自動貸付が行なわれた場合でも、猶予期間経過後3ヵ月以内に、契約者から解約（第22条）、払済保険への変更（第25条）または保険金額の減額（第26条）の請求があったときは、会社は、自動貸付を行なわなかつたものとして、その請求による取扱をします。

## 7 保険契約の復活

### （保険契約の復活）

- 第20条** 第15条（保険契約の失効）第1項または第31条（契約者に対する貸付）第4項の規定によって保険契約が効力を失ってから3年以内であれば、契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して保険契約の復活を請求することができます。
- 2 会社が保険契約の復活を承諾したときは、契約者は、遅滞なく延滞保険料【備考1】を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
  - 3 第2条（会社の責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えるものとし、また、同条第3項の規定にかかわらず、保険証券は発行しません。

### 第20条 備考

#### 【備考1】延滞保険料

第31条（契約者に対する貸付）第4項により効力を失った場合は、貸付金の元利金または会社の定める方法により計算した金額を加えた金額とします。

## 8 社員配当金

### （社員配当金の割当および支払）

- 第21条** 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の保険契約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当てます。割り当てた社員配当金は、それぞれ当該各号に定める方法により支払います。

号	割当の対象となる保険契約	支払方法
(1)	次の事業年度中に次のアまたはイに定める日（以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、第2号に該当する保険契約を除きます。 ア. 契約日【備考1】の5年ごとの応当日 イ. 保険料払込期間満了日の翌日	次の事業年度に到来する5年ごとの応当日において保険契約が有効に継続し、かつ、その5年ごとの応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、次の方法で支払います。 ア. 次の事業年度に到来する5年ごとの応当日から会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てます。 イ. 前アの規定によって積み立てた社員配当金は、保険契約が消滅したときまたは契約者から請求があったときに契約者に支払います。
(2)	次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険期間が満了するときに契約者に支払います。
(3)	次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	転換価格に充当します。
(4)	次の事業年度中に、契約日および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して、死亡払戻金の支払により消滅する保険契約	保険契約が消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、契約者に支払います。

### 第21条 備考

#### 【備考1】契約日

保険料払込期間満了後の保険契約については「保険料払込期間満了日の翌日」とします。

#### 【備考2】消滅

保険金額の減額を含みます。

(5)	次の事業年度中に、前3号以外の事由により、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して消滅【備考2】する保険契約	保険契約が消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、契約者に支払います。
-----	--	---

- 2 前項の割当のほか、会社は、この保険契約が所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てことがあります。この社員配当金は、会社の定める方法により支払います。
- 3 第7条（祝金、満期保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、本条第1項第1号の場合に準用します。

## 9 保険契約の解約および払戻金の支払

### （解約）

**第22条** 契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約の解約を請求することができます。

- 2 前項の場合、会社は、第23条の払戻金があるときはこれを契約者に支払います。

### （払戻金）

**第23条** 払戻金は、経過年月数【備考1】によって計算します。

- 2 本条の払戻金の支払については、第7条（祝金、満期保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定を準用します。

### 第23条 備考

#### 【備考1】経過年月数

保険料払込中の保険契約で、経過年月数が保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、保険料が払い込まれた年月数とします。

## 10 保険契約の内容の変更

### （払込方法の変更）

**第24条** 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、月払、半年払または年払の保険料の払込方法＜回数＞（第14条）を相互に変更することができます。ただし、保険料が会社の定めた金額未満となる場合には、この取扱をしません。

- 2 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、会社の取扱範囲内で、保険料の払込方法＜経路＞（第16条）を変更することができます。

3 保険料の払込方法＜経路＞が第16条第1項第1号から第3号までの保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、保険料の払込方法＜経路＞を他の払込方法＜経路＞に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法＜経路＞の変更を行なうまでの保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

### 第25条 備考

#### 【備考1】払戻金

第19条（保険料の自動貸付）または第31条（契約者に対する貸付）の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額とします。

### （払済保険への変更）

**第25条** 契約者は、将来の保険料の払込を中止し、原保険契約と同一保険期間の保険料払済の養老保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。

- 2 前項の場合には、第23条の払戻金【備考1】を一時払保険料に充当し、払済保険金額を定めます。

3 前2項の規定にかかわらず、払済保険金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

4 払済保険に変更された保険契約については、祝金および死亡払戻金の支払はありません。払済保険は、被保険者が保険期間満了時まで生存したとき、保険期間中に死亡したときまたは保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したときに、それぞれ払済保険金額と同額の満期保険金、死亡保険金または高度障害保険金を契約者に支払います。

- 5 契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

6 次のいずれかにより被保険者が死亡したときまたは高度障害状態（別表3）に該当した場合には、会社は、本条の死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
  - (2) 被保険者の故意もしくは重大な過失または被保険者の犯罪行為（いずれも高度障害状態（別表3）の場合に限ります。）
  - (3) 戦争その他の変乱
- 7 第7条（祝金、満期保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、本条による保険金の支払の場合に準用します。

#### （保険金額の減額）

**第26条** 契約者は、いつでも必要書類（別表1）を会社に提出して、将来に向かって保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

- 2 前項の場合、減額分については保険契約が解約されたものとして取り扱います。

#### （原保険契約への復帰）

**第27条** 払済保険に変更しましたは保険金額を減額した後2年以内であれば、契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、原保険契約への復帰を請求することができます。この場合、会社が必要と認めたときは、会社が定めた書式による会社の指定した医師の診断書を提出してください。

- 2 会社が本条の復帰を承諾したときは、契約者は、会社の指定した時までに、会社の定める方法により計算した金額を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 3 本条による原保険契約への復帰に際して、会社は、新たな保険証券を発行しません。
- 4 第2条（会社の責任開始期）第1項および第2項、第5条（保険料の払込免除）、第6条（保険料の払込を免除しない場合）ならびに第9条（詐欺による取消）から第12条（告知義務違反による解除）までの規定は、本条の場合、増額した保険金額について準用します。この場合には、第2条第2項の「契約日」は「原保険契約への復帰日」と、第5条第1項および第3項、第6条第1項ならびに第12条第7項の「責任開始」は「原保険契約への復帰の際の責任開始」と読み替えます。

#### （契約者の変更）

**第28条** 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を第1条（保険契約者の資格）に定める範囲内の第三者に承継させることができます。

- 2 契約者が本条の契約者の変更を請求する場合には、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 会社が契約者の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受して、将来の保険料または保険金額を変更します。
- 4 本条による契約者の変更に際して、会社は、新たな保険証券を発行しません。
- 5 第2条（会社の責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合には、第2条第2項の「契約日」は、「契約者変更日」と読み替えます。

#### （契約者の住所の変更）

**第29条** 契約者が住所【備考1】を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 前項の通知がなく、契約者の住所【備考1】を会社が確認できなかった場合には、会社が知った最終の住所【備考1】あてに発した通知は、契約者に到着したものとみなします。

#### 第29条 備考

##### 【備考1】住所

通信先および集金先を含みます。

#### （型の変更）

**第30条** 祝金の支払方法について、S型とJ型の相互の変更は取り扱いません。

## 11 契約者に対する貸付

#### （契約者に対する貸付）

**第31条** 契約者は、第23条の払戻金額【備考1】の所定範囲内で貸付を受けることができます。

- ただし、貸付金の額は会社の定める金額以上であることを要します。

- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。

#### 第31条 備考

##### 【備考1】払戻金額

すでに本条または第19条（保険料の自動貸付）の貸

- 3 契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。  
4 第19条（保険料の自動貸付）および本条の貸付金の元利金が、第23条の払戻金額をこえるに至った場合には、その保険契約は効力を失います。

付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額とします。

#### （貸付金の返済）

**第32条** 前条の貸付金があるときは、会社は、次の各号の場合には支払うべき金額または保険契約の内容の変更に際して充当すべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。ただし、支払または充当する金額が貸付金の元利金に不足する場合には、その金額を貸付金の元利金の一部返済に充当します。

- (1) 保険契約が消滅したとき。
- (2) 祝金の支払事由が発生したとき。
- (3) 保険金額の減額が行われたとき。
- (4) 年齢または性別の誤りの訂正により支払われる金額があるとき。

## 12 年齢の計算・その他

#### （年齢の計算）

**第33条** 契約者および被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2 保険契約締結後の契約者および被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### （年齢および性別の誤りの訂正）

**第34条** 保険契約申込書に記載された契約者または被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。

号	区分	取扱いの内容
(1)	契約日における契約者および被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲内であった場合	契約当初から実際の契約年齢で保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料または保険金額を更正します。この場合、被保険者の実際の年齢によればまだ祝金の支払事由に該当していないにもかかわらず、すでにその祝金を支払っていたときは、会社はその返還を請求し、被保険者の実際の年齢によれば祝金の支払事由に該当していたにもかかわらず、祝金を支払っていなかったときは、会社はその祝金を支払います。
(2)	契約日における契約者または被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外であった場合	会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。ただし、年齢の誤りが発見された日における契約者の実際の年齢が、会社の契約する年齢の範囲内であった場合には、その最低の契約年齢に達した日に保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料をその保険料に充当します。

2 保険契約申込書に記載された契約者の性別に誤りがあった場合には、契約当初から契約日における実際の性別で保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料を更正します。

#### （契約者および被保険者の業務の変更、転居および旅行）

**第35条** 契約者または被保険者が保険契約の継続中に、どのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居もししくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も特別保険料の請求もしないで、保険契約上の責任を負います。

**(保険金等の支払方法の選択)**

**第36条** 契約者は、保険金、死亡払戻金または保険期間の満了時まですえ置かれた祝金の一時支払いにかえて、会社の定める期間の範囲内で、すえ置支払を選択することができます。ただし、すえ置く保険金等の額が会社の定める金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

**(時効)**

**第37条** 祝金、保険金、死亡払戻金、払戻金、社員配当金その他のこの保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

**13 出生前加入特則****(特則の適用)**

**第38条** 被保険者となるべき者が保険契約締結の際に胎児である場合に、この特則を適用します。

**(被保険者)**

**第39条** 前条の胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生時に被保険者となります。

**(出生の通知)**

**第40条** 契約者は、被保険者が出生したことを知ったときは、必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨通知してください。

**(流産、死産等)**

**第41条** 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、保険契約は無効とします。  
 2 契約者は、前項の事実を知ったときは、必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨通知してください。  
 3 本条の場合、すでに払い込まれた保険料は契約者に払い戻します。ただし、保険料の払込免除事由（第5条）が発生していたときは、その発生前の保険料を払い戻します。

**(複数出生の場合)**

**第42条** 胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。  
 2 前項の規定にかかわらず、胎児が複数である場合には、契約者は、保険契約の締結の際、将来戸籍に記載される順位によって被保険者となるべき者を指定することができます。この場合、戸籍上契約者が指定した順位に記載された者を、その者が出生した時から被保険者とします。  
 3 前項の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、保険契約を無効とします。この場合には、前条第2項および第3項の規定を準用します。  
 4 第1項の被保険者が、出生した日からその日を含めて1年以内に死亡した場合に、時期を同じくして出生した者が生存しているときは、契約者は、被保険者が死亡した日からその日を含めて1ヶ月以内にかぎり、時期を同じくして出生した者のうちのいずれかの者を新たな被保険者とすることができます。  
 5 契約者が、前項の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。  
 6 第4項の変更を会社が承諾したときは、もとの被保険者の死亡時にさかのぼってその変更が行なわれたものとし、会社は、この時から変更後の被保険者について保険契約上の責任を負います。  
 7 次の場合には、会社は、第4項の変更を取り扱いません。  
 (1) もとの被保険者についての死亡払戻金がすでに支払われているときまたは死亡払戻金の請求を受けているとき。  
 (2) 契約者がもとの被保険者を故意に死亡させたとき。

#### (出生前の契約者の死亡、高度障害状態)

**第43条** 被保険者となるべき者の出生前に、第5条（保険料の払込免除）第4項の規定により被保険者がこの保険契約の一切の権利義務を承継する場合は、被保険者となるべき者は、出生した時から契約者の権利および義務のすべてを承継します。

#### (年齢計算の特例)

**第44条** 契約日における被保険者の契約年齢は、第33条（年齢の計算）第1項の規定にかかわらず、0歳とします。

#### (契約日および契約年齢の変更)

**第45条** 会社が第40条（出生の通知）の通知を受け取った場合、被保険者の出生日が契約日からその日を含めて6ヵ月をこえていたときは、会社は、第2条（会社の責任開始期）第2項の規定にかかわらず、契約日を被保険者の出生日の半年前の契約応当日に改め、かつ、契約者の契約年齢に変更があれば、これを改めます。

- 2 前項の規定により契約者の契約年齢を改めた場合には、会社は変更後の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 3 前2項の場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、会社はこれを契約者に払い戻し、不足分があるときは、契約者はこれを会社に払い込んでください。

## 14 兄弟加入特則

#### (兄弟加入特則)

**第46条** 保険契約締結の際に契約者から申出があり、保険契約が次の各号のすべてを満たす場合に、この特則を適用します。

- (1) この保険契約（以下「第2契約」といいます。）の被保険者の兄弟姉妹を被保険者とする会社所定の他の保険契約（以下「第1契約」といいます。）があり、第2契約締結の際、第1契約が有効で、かつ、払済保険に変更していないこと。
  - (2) 第1契約と第2契約の契約者が同一であること。
- 2 第2契約の保険料率は、会社の定める特別の保険料率とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に契約者から申出があり、保険契約が第1項各号のすべてを満たしている場合は、この特則を適用します。この場合、第2契約の保険料率は、将来に向かって特別の保険料率を適用します。

## 15 年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則

#### (年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則)

**第47条** 保険料の払込方法＜回数＞（第14条）が年払または半年払の保険契約において、保険契約が消滅し、かつ、その消滅日を含む保険料期間【備考1】に対応する保険料が払い込まれている場合には、会社の定める方法により計算した当該保険料期間【備考1】の未経過期間に対応する保険料（保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分の保険料）に相当する金額を契約者に払い戻します。ただし、保険契約の転換によって保険契約が消滅する場合には、その金額を転換価格に充当します。

#### 第47条 備考

##### 【備考1】保険料期間

払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。

## 16 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

#### (情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

**第48条** 契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末等の情報機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込または告知をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約者は、保険契約申込書への記載に代えて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 契約者は、書面による告知に代えて、情報端末への表示により会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 祝金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
2 満期保険金の支払 (第3条、第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
3 死亡払戻金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
4 保険料の払込免除 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者が死亡した場合 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 契約者が高度障害状態に該当した場合 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 契約者が身体障害の状態に該当した場合 ア. 会社所定の様式による医師の診断書 イ. 不慮の事故であることを証明する書類 (5) 契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6) 保険証券
5 保険期間の満了日の繰り上げ (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
6 保険契約の復活 (第20条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社所定の告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定した医師の診断書
7 社員配当金の支払 (第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
8 払戻金の支払 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
9 保険料払込方法の変更 (第24条)	(1) 会社所定の請求書
10 払済保険への変更 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

11	払済保険の死亡・高度障害保険金の支払 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者が死亡した場合 会社所定の様式による死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書） (3) 被保険者が高度障害状態に該当した場合 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
12	保険金額の減額 (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
13	原保険契約への復帰 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 会社所定の告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定した医師の診断書 (4) 保険証券
14	契約者の変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 会社所定の告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定した医師の診断書 (4) 保険証券 (5) 被保険者の同意書
15	契約者に対する貸付 (第31条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
16	出生の通知 (第40条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 保険証券
17	流産・死産等の通知 (第41条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産婦の流産・死産等を証する書類 (3) 保険証券
18	複数出生の場合の被保険者の変更 (第42条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たに被保険者となるべき者の戸籍抄本 (3) 保険証券
19	兄弟加入特則 (第46条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

（注）会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外来の定義

定義	
急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が契約者にとって予見できないことをいい、契約者の故意にもとづくものは該当しません。
外 来	事故が契約者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考) 急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2) 除外する事故

① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤ 次の症状の原因となった事故 ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤などの化学物質による接触皮膚炎 ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

## 別表3 対象となる高度障害状態

対象となる「高度障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2) 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの【備考2】
(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考4】
(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】

#### 別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる「身体障害の状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】
(3) <small>せきちゅう</small> 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考5】
(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの【備考6】
(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】
(6) 1肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考6】
(7) 1手の手指のうち第1指（母指）および第2指（示指）を含む4手指以上を失ったもの【備考7】
(8) 両手とも、第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考7】
(9) 10足指を失ったもの【備考8】

#### 別表3・4 備考

##### 【備考1】眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

##### 【備考2】言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ア. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - イ. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ウ. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

##### 【備考3】耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

##### 【備考4】常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

##### 【備考5】脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、せきちゅう脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、けいつい頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

##### 【備考6】上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた膝関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

##### 【備考7】手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 【備考8】足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

障害の図解（身体部位の名称）は、次のとおりとします。

